1-1 胎児(後に死体で生まれた場合は除く)は死亡した父を代襲して相続することができる。

[56 - 215]

1-2 Aの父Bが旅行中、船舶事故に巻き込まれたまま生死不明となった場合において、Bが事故に遭遇してから1年が経過しなくても、Aは家庭裁判所に対し、Bのために不在者の財産管理人の選任を請求することができる。

[7 - 2]

1-3 不在者Aが財産管理人Dを置いた場合において、DがA所有の財産の管理を著しく怠っているときは、家庭裁判所は、Aの生存が明らかであっても、利害関係人の請求により、管理人の任務に適しない事由があるとしてDを改任することができる。

[22-41]

1-4 家庭裁判所が不在者Aの財産管理人としてDを選任した場合において、DがA所有の財産の管理費用に充てるためにAの財産の一部である不動産を売却するときは、Dは、これについて裁判所の許可を得る必要はない。

[22-47]

1-5 Aの父Bが旅行中、船舶事故に巻き込まれたまま生死不明となった場合において、 Bが事故に遭遇してから1年が経過すれば、Aは、家庭裁判所に対し、Bについての失踪宣告を請求することができる。

 $[7 - 2 \, 7]$

1-6 Aの父Bが旅行中、船舶事故に巻き込まれたまま生死不明となった場合において、Bが事故に遭遇して生死不明になったことを理由として、Aの請求により失踪宣告がされた場合には、Bは事故から1年を経過したときに死亡したものとみなされる。

 $[7 - 2 \, \dot{p}]$

1-7 Aの父Bが旅行中、船舶事故に巻き込まれたまま生死不明となった場合において、Bが事故に遭遇する前に既にBのために財産管理人が選任されている場合には、AはBにつき失踪宣告の請求をすることができない。

[7 - 2 I]

1-8 Aは、Bと婚姻をしていたが、ある日、Bが家を出たまま行方不明となった場合において、Bの失踪宣告がされた後、Bが家出した日に交通事故で死亡していたことが判明した場合、Bが死亡したとみなされる時期は、Bの失踪宣告が取り消されなくても、現実の死亡時期にまでさかのぼる。

[14 - 13]

1-1	○ 極テキストIP4 胎児は、相続については、既に生まれたものと
1-2	○ 極テキスト I P 1 0 不在者の財産管理人の選任請求につき、生死不明から
1-3	× 極テキスト I P 1 1 不在者が自ら置いた管理人 についての家庭裁判所による改任は、不在
1-4	× 極テキスト I P 1 1 不在者財産管理人が、 保存・利用・改良行為を超える行為 には、
1-5	○ 極テキスト I P 1 2 船舶事故に巻き込まれたまま生死不明となった場合は、
1-6	※ 極テキストIP13「危難の去った時」、つまり「事故の時」に死亡が
1-7	× 極テキスト I P 1 4 不在者制度と失踪宣告制度は、各制度の性質が
1-8	※ 極テキストIP14死亡したとみなされる時と異なる時期に死亡した。ことが

1-9 Aは、Bと婚姻をしていたが、ある日、Bが家を出たまま行方不明となった場合において、Bの失踪宣告がされた後、Bが生存していたことが判明した場合、Bの失踪宣告が取り消されない限り、Aは、相続により取得したBの遺産を返還する必要はない。

[14-14]

1-10 不在者Aが家庭裁判所から失踪宣告を受けた後に、AがEに100万円 を貸し渡した場合は、当該金銭消費貸借契約は、当該失踪宣告が取り消 されなくても有効である。

[22-40]

1-11 Aは、Bと婚姻をしていたが、ある日、Bが家を出たまま行方不明となった場合において、Bの失踪宣告がされた場合、Bが死亡したものとみなされる7年の期間満了の時より前に、Aが、Bが既に死亡したものと信じて行ったBの財産の売却処分は、有効とみなされる。

[14 - 12]

1-12 失踪宣告の取消しは裁判によることを要しない。

[53 - 22]

1-13 Aは、Bと婚姻をしていたが、ある日、Bが家を出たまま行方不明となった場合において、Bの失踪宣告がされた後、Aが死亡し、その後にBの失踪宣告が取り消されたときは、Bは、Aの遺産を相続することはない。

[14 - 15]

- 1-14 不在者Aが家庭裁判所から失踪宣告を受け、その相続人BがAから相続した銀行預金の大部分を引き出して費消した後、生存していたAの請求により当該失踪宣告が取り消された場合には、それまでAの生存につき善意であったBは、現に利益を受けている限度において返還すれば足りる。 [22-4オ]
- 1-15 Aが失踪宣告を受け、Aの妻Bが生命保険金を受け取るとともに、Aの土地を相続した。Bは、受け取った生命保険金を費消し、また、相続した土地をCに売却した。その後、Aが生存することが明らかになったため、失踪宣告は取り消された場合、Bが生命保険金を費消した際にAの生存について善意であったとしても、遊興費として生命保険金を費消した場合には、Bは、保険者に対し、費消した生命保険金の相当額を返還しなければならない。

[18 - 57]

1-16 Aが失踪宣告を受け、Aの妻Bが生命保険金を受け取るとともに、Aの土地を相続した。Bは、受け取った生命保険金を費消し、また、相続した土地をCに売却した。その後、Aが生存することが明らかになったため、失踪宣告は取り消された場合、Bが生命保険金を費消した際にAの生存について善意であり、かつ、生活費として生命保険金を費消した場合には、Bは、保険者に対し、費消した生命保険金の相当額を返還する必要はない。

[18-57]

1-9 ○ 極テキストIP14失踪宣告の取消により、初めて相続人の

1-10 ○ 極テキスト I P 1 4 失踪宣告があっても、現実に生きている以上、

1-11 × 極テキスト I P 1 4 7年の期間満了**前**は、**相続は開始しておらず**、

- 1-12 × 極テキスト I P 1 4 失踪宣告の取消しは、**家庭裁判所の審判(裁判)**によることを要する。
- 1-13 × 極テキスト I P 1 5 失踪宣告が取消されると、**その宣告は初めからなかった**
- 1-14 極テキスト I P 1 5 **善意**であれば、**現存利益の範囲内**で返還すれば足りる。
- 1-15 × 極テキスト I P 1 5<u>善意</u>であれば、<u>現存利益の範囲内</u>での返還が必要であるが、
- 1-16 × 極テキストIP15<u>善意</u>であれば、<u>現存利益の範囲内</u>での返還が必要であるが、

1-17 Aが失踪宣告を受け、Aの妻Bが生命保険金を受け取るとともに、Aの土地を相続した。Bは、受け取った生命保険金を費消し、また、相続した土地をCに売却した。その後、Aが生存することが明らかになったため、失踪宣告は取り消された場合、BがCに土地を売却した際にAの生存について悪意であったときは、Cが善意であっても、Aについての失踪宣告の取消により、Cは、当該土地の所有権を失う。

 $[18 - 5 \dot{p}]$

1-18 不在者Aが家庭裁判所から失踪宣告を受け、その相続人BがAから相続した不動産をCに売却して引き渡したが、その後、生存していたAの請求により当該失踪宣告が取り消された場合には、当該売買の当時Aの生存につきBが善意であってもCが悪意であったのであれば、Aは、Cに対し、当該不動産の返還を請求することができる。

[22-47]

- 1-19 Aの父Bが事故に遭遇して生死不明になったことを理由として、Bについて失踪宣告がされた後、Bが事故後も生存していたことが証明された場合には、Aは失踪宣告によりAが相続したBの財産を善意で取得した者がいるときを除いて、失踪宣告の取消しを請求することができる。

 [7-2オ]
- 1-20 Aが失踪宣告を受け、Aの妻Bが生命保険金を受け取るとともに、Aの土地を相続した。Bは、受け取った生命保険金を費消し、また、相続した土地をCに売却した。その後、Aが生存することが明らかになったため、失踪宣告は取り消された場合、BがCに土地を売却した際、BとCがともに生存について善意であった場合において、CがAの生存について悪意であるDに土地を転売したときは、Aについての失踪宣告の取消しにより、Dは、当該土地の所有権を失う。

[18-5才]

1-21 Aが失踪宣告を受け、Aの妻Bが生命保険金を受け取るとともに、Aの土地を相続した。Bは、受け取った生命保険金を費消し、また、相続した土地をCに売却した。その後、Aが生存することが明らかになったため、失踪宣告は取り消された場合、BがCに土地を売却した際、BとCがともに生存について悪意であった場合において、CがDに土地を転売したときは、DがAの生存について善意であったとしても、Aについての失踪宣告の取消しにより、Dは、当該土地の所有権を失う。

[18-5エ]

1-22 就学前の幼児が、他の者から贈与の申込を受けてこれを承諾しても、 その承諾は無効である。

[63 - 12]

1-17 ○ 極テキスト I P 1 6 失踪宣告後、その取消前に「<u>善意</u>」でなされた行為は、

1-18 ○ 極テキスト I P 1 6 失踪宣告後、その取消前に「<u>善意</u>」でなされた行為は、

- 1-19 × 極テキスト I P 1 6 善意者の出現により、失踪宣告の取消自体が制限されるわけではない。
- 1-20 × 極テキスト I P 1 7 失踪宣告後、その取消前に行為者双方が「**善意**」で
- 1-21 極テキスト I P 1 7 失踪宣告後、その取消前に行為者双方が「**善意**」で
- 1-22 極テキスト I P 2 O 就学前の幼児がなした法律行為は、<u>意思無能力</u>により、<u>無効</u>である。

契約の主体 - 自然人

2-1 未成年者がする取引についての法定代理人の同意は、未成年者自身に対してではなく、未成年者と取引をする相手方に対してされても有効である。

[63 - 14]

2-2 未成年者がした法律行為の取消は、未成年者が単独ですることができる。

[63 - 15]

2-3 甲乙夫妻の子丙(18歳)が丁から50万円借金して、大学の入学金の支払に充てたという事例に関して、丙は甲乙の同意を得なければ、消費貸借契約を取り消すことはできない。

[2-147]

2-4 甲は、未成年者であるが、親権者丙の同意を得ないで乙に壺を売却した場合には、甲は、成年者となる前は、丙の同意を得たときでも、売買契約を追認することができない。

[5 - 8 ②]

2-5 未成年者が負担付きの遺贈の放棄をするためには、法定代理人の同意を要しない。

[57 - 25]

2-6 未成年者が債務を免除する旨の債権者からの申込を承諾するのには、 法定代理人の同意を得ることを要しない。

[60 - 11]

2-7 未成年者の法定代理人がその未成年者の営業を許可するについては、 営業の種類まで特定する必要はない。

[63 - 13]

2-8 未成年者が婚姻をしたときは、その未成年者は、婚姻後にした法律行 為を未成年であることを理由として取り消すことはできない。

[27 - 4 I]

2-9 20歳未満の者がいったん婚姻をしても、その後離婚したときには、婚姻により成年に達したものとみなされた効果が将来に向かって消滅する。

[57 - 21]

2-1 ○ 極テキストIP23 未成年者がする取引についての法定代理人の同意は、 2-2 ○ 極テキストIP23 取消は、未成年者自身から行うことができ、 2-3 × 極テキストIP23 取消は、未成年者自身から行うことができ、 × 極テキスト I P 2 3 2-4 法定代理人 (親権者) の同意を得ずになされた未成年者の 2-5 × 極テキストIP24 負担付きの遺贈の放棄は、財産取得の機会を 2-6 ○ 極テキストIP24 債務を免除する旨の債権者からの申込を承諾するのは、 2-7 × 極テキストIP25 法定代理人がその未成年者の営業を許可するについては、 2-8 ○ 極テキストIP27 未成年者が婚姻をした場合は、成年に達したものと 2-9 × 極テキストIP27 未成年者が婚姻をした場合は、成年に達したものと

2-10 未成年の被保佐人が婚姻をしても、被保佐人としての行為能力の制限は解除されない。

[63 - 1(1)]

2-11 家庭裁判所は、未成年者に対して後見開始の審判をするときは、親権者があるときでも、同時に後見人を選任しなければならない。

[56 - 192]

2-12 後見開始の審判は、本人も請求することができる。

[60 - 13]

2-13 後見開始の審判及び補助開始の審判は、いずれも、本人が請求をすることができる。

[15-47]

- 2-14 成年被後見人が高価な絵画を購入するには、その成年後見人の同意を得なければならず、同意を得ずされた売買契約は取り消すことができる。 [19-6x]
- 2-15 成年被後見人は、後見人の同意を得てした行為も取り消すことができるが、被保佐人は、保佐人の同意を得てした行為を取り消すことができない。 $[9-1 \, \mathbb{Q}]$
- 2-16 成年被後見人が成年後見人の同意を得てした行為は、取り消すことが できない。

[27 - 217]

2-17 成年被後見人がした行為は、日用品の購入その他日常生活に関する行為であっても、取り消すことができる。

[15-47]

2-18 後見開始の審判の取消は裁判によることを要しない。

[53 - 2(1)]

2-19 家庭裁判所は、検察官から保佐開始の審判の請求があった場合には、 必ずその審判をしなければならないが、検察官以外の者から保佐開始の 審判の請求があった場合には、その裁量により審判の要否を判定する。

[63 - 3(1)]

2-11 ○ 極テキスト I P 2 9 **親権者がある未成年者**も後見開始の対象となり、後見人も選任される。

- 2-12 極テキスト I P 3 1 後見開始の審判の請求権者には、本人を含む。
- 2-13 極テキスト I P 3 1 後見開始及び補助開始の審判の請求権者には、本人を含む。
- 2-14 × 極テキストIP33 成年後見人には、法律上の同意権はないため、
- 2-15 極テキストIP33成年後見人には、法律上の同意権はないため、
- 2-16 × 極テキスト I P 3 3 成年後見人には、法律上の同意権はないため、
- 2-17× 極テキストIP33成年被後見人がした行為は、原則として、
- 2-18 × 極テキスト I P 3 4 後見開始の審判の取消も、**家庭裁判所の審判 (裁判)** による。
- 2-19 × 極テキスト I P 3 6 要件を満たす場合に、家庭裁判所による保佐開始の審判が、

2-20 被保佐人には、常に保佐人が付される。

[60 - 15]

2-21 被保佐人が相続を承認し、またはこれを放棄するには、保佐人の同意 を得ることを要する。

[60 - 14]

2-22 A及びBが共同相続人である場合における遺産分割に関して、Aが被保佐人であっても、Bと遺産分割の協議をするについては、保佐人の同意を要しない。

[7-211]

2-23 被保佐人が売主としてした不動産の売買契約を取り消したがその取消し前に目的不動産が買主から善意の第三者に転売されていれば、被保佐人は、取消しを当該第三者に対抗することができない。

[19-6ウ]

2-24 家庭裁判所は、保佐開始の審判において、保佐人の同意を得ることを 要する法定の行為に関し、その一部について保佐人の同意を得ることを 要しない旨を定めることができる。

[15-40]

2-25 保佐人の同意を得ることを要する行為につき、保佐人が被保佐人の利益を害するおそれがないのに同意をしない場合には被保佐人は、家庭裁判所に対し、保佐人の同意に代わる許可を求めることができる。

[15-41]

2-26 成年被後見人は、後見人が追認した行為も取り消すことができるが、 被保佐人は、保佐人が追認した行為を取り消すことができない。

[9-1(5)]

2-27 甲は、被保佐人であるが、保佐人丙の同意を得ないで、乙に壺を売却 した。甲は、丙の同意がなければ、自ら売買契約を取り消すことはでき ない。

[5 - 8(5)]

2-28 保佐人及び補助人は、いずれも、家庭裁判所の審判により、特定の法 律行為についての代理権を付与されることがある。

[15-41]

2-20 ○ 極テキスト I P 3 6 保佐開始の審判がなされる場合、 職権で「保佐人」を

2-21 ○ 極テキスト I P 3 7 被保佐人が相続を承認し又はこれを放棄するには、

2-22× 極テキストIP37被保佐人が遺産分割をするには、その協議の内容に

2-23 × 極テキスト I P 3 7 不動産の売買には、保佐人の同意が必要であり、制限行為能力を

2-24 × 極テキストIP39 保佐人の同意を要する事項は法定されているが(13)、

2-25 ○ 極テキスト I P 4 0 保佐人が被保佐人の利益を害するおそれがないのに

2-26 × 極テキスト I P 4 0 後見人又は保佐人が追認した行為は、**確定的に有効**となり、

2-27 × 極テキストIP40被保佐人の壺の売却は、<u>重要な財産の処分</u>として

2-28 ○ 極テキスト I P 4 1 · P 4 7 家庭裁判所は、保佐人及び補助人に対し、

- 後見、保佐又は補助に関する次のの記述のうち、誤っているものはどれか。 [25-4]
- 2-29 成年被後見人が日用品の購入をした場合には、成年後見人は、これを 取り消すことができるが、被保佐人が保佐人の同意を得ないで日用品の 購入をした場合には、保佐人は、これを取り消すことができない。
- 2-30 成年後見人は、成年被後見人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について成年被後見人を代表するが、保佐人は、保佐開始の審判とは別に、保佐人に代理権を付与する旨の審判があった場合に限り、特定の法律行為についての代理権を有する。
- 2-31 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者の四親等の親族は、その者について後見開始の審判の請求をすることができるが、 当該能力が不十分である者の四親等の親族は、その者について補助開始 の審判の請求をすることができない。

正解 2

×	
成年被後	見人のした 日用品の購入その他日常生活に関する 1
\bigcirc	
O	.人は、成年被後見人の 財産を管理し 、すべての
双午後为	. 八は、
×	
家庭裁	判所は、精神上の障害により事理を弁識する能力を

- 2-32 被保佐人が贈与をする場合には、保佐人の同意を得なければならないが、被補助人が贈与をする場合には、贈与をすることについて補助人の同意を得なければならない旨の審判がなければ、補助人の同意を得ることを要しない。
- 2-33 配偶者の請求により保佐開始の審判をする場合には、本人の同意は必要ないが、配偶者の請求により補助開始の審判をする場合には、本人の同意がなければならない。

•

2-34 未成年者が法定代理人の同意を得ないでした法律行為を自ら取り消した場合には、その未成年者は、その取消しの意思表示をすることについて法定代理人の同意を得ていないことを理由に、その取消しの意思表示を取り消すことはできない。

[27 - 47]

2-35 未成年者が法定代理人の同意を得ないで、贈与を受けた場合において、 その贈与契約が負担付のものでないときは、その未成年者は、その贈与 契約を取り消すことはできない。

[27-4才]

2-32	○ 被保佐人が、贈与等の一定の法律行為をするには、
2-33	
2-34	保佐開始 の審判には、本人以外の者の請求による場合であっても、 ○ 極テキスト I P 2 3
	法定代理人の同意を得ないでした未成年者の法律行為を
	○極テキストIP24未成年者が<u>負担付でない贈与を受ける</u>場合は、単に権利を

3-1 甲乙夫妻の子丙(18歳)が丁から50万円借金して、大学の入学金の支払に充てたという事例に関して、丁が消費貸借契約を締結して1週間後に、丙に対して、1ヵ月内に当該契約を追認するか否かを確答すべき旨を催告したにもかかわらず、1ヵ月経過後も丙からなんらの返答もなかった場合は、追認したものとみなされる。

 $[2-14\dot{0}]$

3-2 未成年者甲がその所有する土地について、法定代理人乙の同意を得ないで、買主丙との間で売買契約を締結した場合に関して、甲が丙から土地の所有権移転の登記手続をするよう催告されたのに対し、乙がそれを知りながら直ちに異議を述べなかったときは、乙は、売買契約を取り消すことができない。

[56 - 13]

3-3 Aが未成年者Bに対して建物を売却し、Bが成年に達した後、AがBに対し相当の期間を定めて催告したが、Bがその期間内に確答を発しなかったときは、Bは追認したものとみなされる。

[4 - 77]

3-4 未成年者甲がその所有する土地について、法定代理人乙の同意を得ないで、買主丙との間で売買契約を締結した場合において、丙が乙に対して、1ヵ月以上の期間内に売買契約を追認するか否かを確答すべき旨を催告したが、乙がその期間内に確答を発しないときは、乙は売買契約を取り消すことができない。

[56 - 15]

3-5 未成年者Aが、A所有のパソコン甲をAの唯一の親権者Bの同意なく成年者Cに売る契約(以下「本件売買契約」という。)を締結した場合において、Aが成年に達する前に、CがBに対し1か月以上の期間を定めて本件売買契約を追認するかどうか催告したにもかかわらず、Bがその期間内に確答を発しなかったときは、Aは、本件売買契約を取り消すことができない。

[23-4才]

3-6 銀行との間において金銭消費貸借契約を締結した被保佐人がその銀行から2ヶ月以内に保佐人の同意を得てその契約を追認するか否かを回答すべき旨の催告を受けたにもかかわらず、何らの回答をしなかったときは、その契約は、追認されたものとみなされる。

[63 - 3@]

3-7 未成年者甲がその所有する土地について、法定代理人乙の同意を得ないで、買主丙との間で売買契約を締結した場合において、甲が丙に詐術を用い、自分が成年者であることを信用させたうえ、売買契約を締結したものであるときは、甲は、売買契約を取り消すことができない。

[56 - 12]

× 極テキスト I P 5 2 3-1 未成年者には受領能力がなく、その催告は<u>無効</u>である。 3-2 × 極テキスト I P 5 2 本肢の「**登記手続をするよう催告された**」というのは、 ○ 極テキストIP53 3-3 成年に達した後は、本人に催告でき、確答を発しなかった ○ 極テキストIP53 3-4 法定代理人が催告を受け、確答を発しなかった場合は、 3-5 ○ 極テキストIP53 親権者が催告を受け、確答を発しなかった場合は 3-6 × 極テキスト I P 5 3 被保佐人が催告を受け、確答を発しなかった場合は、 3-7 ○ 極テキストIP54 未成年者が相手方に詐術を用いて、成年者であると誤信

- 3-8 成年被後見人又は被保佐人が相手方に行為能力者である旨誤信させるため、詐術を用いた場合、後見人は、成年被後見人の行為を取り消すことはできるが、保佐人は被保佐人の行為を取り消すことができない。 「9-1④〕
- 3-9 甲乙夫妻の子丙(18歳)が丁から50万円借金して、大学の入学金の支払に充てたという事例に関して、丁が第三者の言葉により丙を成年者と信用していた場合、丙は未成年を理由に消費貸借契約を取り消すことはできない。

[2-14]

3-10 成年被後見人が契約を締結するに当たって、成年後見に関する登記記録がない旨を証する登記事項証明書を偽造して相手方に交付していた場合には、相手方がその偽造を知りつつ契約を締結したとしても、その成年後見人は、当該契約を取り消すことができない。

[19-6才]

3-11 被保佐人は、第三者が銀行から融資を受けるにあたり自己が被保佐人 であることを告げないでその債務を保証したときは、当該保証契約を取 り消すことができない。

[63 - 35]

- 3-12 未成年者 A が、A 所有のパソコン甲を A の唯一の親権者 B の同意なく成年者 C に売る契約(以下「本件売買契約」という。)を締結するに際し、A と C との間で A の年齢について話題になったことがなかったため、A は C に自己が未成年者であることを告げず、C は A が成年者であると信じて本件売買契約を締結した場合には、A は、本件売買契約を取り消すことができない。
- 3-13 未成年者と契約をした相手方が、その契約締結の当時、その未成年者を成年者であると信じ、かつ、そのように信じたことについて過失がなかった場合には、その未成年者は、その契約を取り消すことはできない。
 [27-4ウ]

3-8 × 極テキストIP54 制限行為能力者が相手方に詐術を用いて、能力者であると × 極テキストIP54 3-9 <u>制限行為能力者と無関係な第三者</u>が詐術を用いた場合は、 3-10 × 極テキストIP55 制限行為能力者が相手方に詐術を用いても、相手方が 3-11 × 極テキストIP56 単なる黙秘は、「詐術」にあたらない。よって、被保佐人 3-12 × 極テキストIP56 単なる黙秘は、「詐術」にあたらない。よって、Aは、 3-13 × 極テキストIP56 単なる黙秘は、「詐術」にあたらない。また、契約締結の

4

4-1 一般社団法人であっても、収益事業を行うことができる。

[62 - 11]

4-2 一般社団・財団法人は、行政庁による設立の許可により成立し、清算 結了により消滅する。

[59-11]

4-3 一般社団・財団法人の代表者が選任した代理人が、委任事務につき他人に損害を与えた場合において、その代理人に故意又は過失があったときには、法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第78条・197条の規定に基づく賠償責任を負う。

 $[6 - 3 \odot]$

4-4 一般社団法人の代表理事がした職務権限外の行為が外形からみてその職務行為に属するものと認められる場合であっても、その行為が代表理事の職務行為に属さないことを知らなかったことについて相手方に重大な過失あるときは、法人はその行為について損害賠償責任を負わない。

[10 - 13]

4-5 代表理事がその職務を行うにつき他人に損害を加えたため一般社団 法人の不法行為が成立する場合、その行為をした代表理事は個人として は不法行為の責任を負わないが、故意又は重大な過失があったときは、 法人から求償権の行使を受けることがある。

[10 - 14]

4-6 法人の被用者がした取引行為が、その行為の外形から見て法人の事業の範囲内に属するものと認められる場合であっても、その行為が被用者の職務権限内において行なわれたものではなく、かつ、相手方が重大な過失によってこれを知らずに取引をしたときは、法人は、その取引によって相手方が受けた損害につき、民法715条第1項の規定に基づく賠償責任を負わない。

[6 - 3(5)]

4-7 一般社団法人の被用者がその事業を行うにつき他人に損害を与えた場合において、その選任および事業の監督につき相当の注意をしたときは、 一般社団法人は、その損害を賠償する責任を負わない。

[62 - 14]

4-8 法人の被用者がその事業の執行につき他人に損害を与えた場合には、 法人の代表者は、その被用者の選任・監督を担当していなかったときで あっても、使用者に代わって事業を監督する者として、民法第715条 第2項の規定に基づく賠償責任を負う。

[6 - 34]

4-1 ○ 極テキスト I P 5 8 目的を達成する手段として、<u>収益事業</u>を営むことは可能である。

4-2 × 極テキスト I P 5 8 <u>登記</u>をすることによって、成立する (成立要件)。

4-3× 極テキストIP65一般社団・財団法人の代表者が選任した代理人

4-4 ○ 極テキスト I P 6 5 一般社団法人の代表理事がした職務権限外の行為が

4-5 × 極テキスト I P 6 6 代表理事がその職務を行うにつき他人に損害を加えた

4-6 ○ 極テキスト I P 6 7 法人の被用者がした取引行為が、その行為の外形から見て

4-7 ○ 極テキスト I 6 7 相当の注意をしていた 又は相当の注意をしても損害が

4-8 × 極テキスト I P 6 8 監督者(本肢では、法人の代表者)は、その被用者の 4-9 各社員は、一般社団法人の債務につき、その債権者に対して弁済の責任を負わない。

[61 - 15]

4-10 外国人は、法令又は条約に禁止又は制限が規定されている場合を除き、 我が国においても権利能力を有する。

[5-1(1)]

- 4-11 外国人の権利能力が制限される場合には、外国人は、信託法上の受益者として、その権利を有すると同一の利益を享受することができない。 $\begin{bmatrix}5-12\end{bmatrix}$
- 4-12 国、国の行政区画、外国会社又は法律若しくは条約により認許されたもの以外の外国法人は、我が国においては、法人格が認められない。 $[5-1 \ 3]$
- 4-13 我が国において認許された外国法人は、外国人が享有することができない権利であっても取得することができる。

 $[5-1\ \odot]$

4-14 外国法人は、我が国において事務所設置の登記をするまでは、他人は その法人の成立を否認することができる。

[5-14]

4-15 権利能力なき社団の代表者が賃貸借契約を締結した場合において、社 団の構成員全員の承諾がなければ代表者は賃借権の処分をすることは できない。

[3-47]

- 4-16 教授:権利能力なき社団であるA団体の構成員の資格要件に関する規則 を構成員の多数決で改正した場合には、承諾していない構成員も、 これに拘束されますか。
 - 学生: 構成員が意思に反してその地位を奪われることはありませんから、 承諾していない構成員のうち、資格要件を改めたことにより構成 員の地位を奪われることになる者は、その決議に拘束されること はありません。

[16 - 40]

4-17 一般社団法人が定款に「権利能力なき社団も社員となることができる」 旨の定めをした場合、当該定款の定めは無効となる。

[63 - 27]

4-9 ○ 極テキストIP69 債務を負担するのは一般社団法人であり、その弁済の 極テキストIP70 4-10 法令又は条約に禁止又は制限が規定されている場合を 4-11 ○ 極テキストIP70 権利能力が制限される場合には、信託法上の受益者 4-12 ○ 極テキストIP70 すべての外国法人に権利能力が認められるわけでは × 極テキストIP70 4-13 <u>外国人が享有できない権利</u>(日本船舶·日本航空機の ○ 極テキストIP70 4-14 外国法人が初めて**日本に事務所を設けた**場合は、 × 極テキスト I P 7 1 4-15 権利能力なき社団においては、多数決の原則が採用 4-16 × 極テキスト I P 7 1 権利能力なき社団において多数決で改正された規則 4-17 × 極テキストIP71 一般社団法人の社員の地位に関して、特に制限はなく、